

ソロトゥルン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 12月8日、ソロトゥルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

12月8日、ソロトゥルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 2020年12月11日(金)から2021年1月31日(日)まで

(1) レストランの入店者数が同時に50人以内に制限されるとともに、午後9時から翌午前6時までの営業が禁止されます(営業時間の制限は、配達サービス、宿泊客用ホテル内レストラン及び企業内食堂は対象外)。

(2) バーが閉鎖されます。

(3) スポーツ施設(体育館、屋内プール、ダンススタジオ、フィットネス・ウェルネスセンター、アイススポーツ施設、その他スポーツ施設の屋内空間(更衣室を含む))が閉鎖されます。

※以下は対象外となります。

・ 小学校の授業のための体育館及び更衣室を含む屋内プールの使用

・ 後期中等教育機関の代替授業のため並びに職業スポーツのトレーニング及び試合のための更衣室を使用しない体育館の使用

(4) カジノ及びゲームセンターが閉鎖されます。

(5) レジャー施設(ボウリング場、ビリヤード場、屋内クライミング施設等)が閉鎖されます(美術館、図書館、映画館、コンサートホール、劇場は対象外)。

(6) 参加者が15人を超えるイベントが禁止されます。

※12月24日、25日、26日、31日、2021年1月1日、6日及び7日は、公共の施設において、参加者が最大30人までの礼拝及び宗教上の行事が許可されます。

2 2020年12月10日(木)から12月23日(水)まで

クリスマス期間中、制限付きの訪問及び接触ができるようになることを目指し、高齢者介護施設への訪問及び同施設からの外出が禁止されます。

○ソロトゥルン州発表(ドイツ語のみ)

<https://corona.so.ch/spezielseiten/medienkonferenz-vom-08122020/>

※参考：過去のソロトゥルン州における措置

○10月29日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100109949.pdf>

○10月26日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100108205.pdf>

○10月23日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106882.pdf>

○10月21日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106198.pdf>

○8月28日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100088365.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>